

豊前国（大分県関係）における廃藩置県の行政

金丸吉郎

一 はじめに

天正十五年（一五八七）、黒田孝高が十二万三千石の大名として中津城主となって以来、江戸時代、細川・小笠原・奥平と約二八〇年間続き、明治新政府を迎えたわけであるが、中津藩第十五代藩主奥平昌邁公は、他藩にさきがけて版籍の奉還を行った。

ここで昌邁公は中津藩知事に任命されたのである。

長期間の徳川幕府から一夜にして明治新政府を迎えたため、明治初期は不安と焦燥で各地に一揆が起こり、民政の安定は容易にならなかったが、中津藩もそれにもれず幾度かの変遷を余儀なくされ、明治九年八月に至って大分県に編入され、ここで漸く安定した行政を見るに至ったのである。

これら中津藩の変遷の跡をたどって、漸く定着するまでの経緯を列記してみよう。

一 中津藩の変遷

明治5年 (1872)	明治4年 (1871)	明治3年 (1870)	明治2年 (1869)
<p>四月 戸籍法が施行され、左記の太政官布告第十七号が布告される。</p> <p>「自今庄屋、名主、年寄等はすべてこれを廃し、戸長、副戸長と改称し、従来取り扱った事務は勿論、土地、人民に関する事件は一切戸長をして扱はしめる」</p> <p>戸籍調査の前提として数ヶ村をまとめて小区とし、小区をいくつかまとめて大区とする全国一律の行政区画を定めた。大分県は八大区一六〇小区、小倉県は九大区一〇三小区とした。</p> <p>五月 千束、四日市の両出張所は廃止となる。</p> <p>六月 中津城松御殿跡に「小倉県中津支庁」が設けられ、上毛・下毛・宇佐の三郡を管轄す。初代支庁長・堀尾重興。全国一律に新しい戸籍がつくられ、これまで姓のない平民にも姓をつけ族称</p>	<p>七月 正式に廃藩置県の布告が出て、中津藩は「中津県」となる。</p> <p>十一月 府県分合を定め、中津県は下毛郡・宇佐郡と共に、新設の小倉県に編入される。</p> <p>この時、豊前の八郡が小倉県、豊後の八郡が大分県、全国は三府七三県となる。小倉県は上毛郡の千束と宇佐郡四日市に出張所を設け、中津は千束出張所管内に入る。</p>	<p>九月 中津藩知事奥平昌邁、最後の藩管内の巡視を行なう。</p>	<p>六月 廃藩置県の公布にさきがけて藩主奥平昌邁公、版籍を奉還し、中津藩知事となる。</p> <p>十一月 中津藩は職制改革を行ない、大参事等を置く。</p>

<p>明治9年 (1876)</p>	<p>明治8年 (1875)</p>	<p>明治6年 (1873)</p>	
<p>四月 小倉県は廢止され、豊前一円は福岡県に併合される。下毛・宇佐二郡も福岡県に属す。</p> <p>八月 豊前国内の内、下毛・宇佐の二郡が大分県に編入される。</p> <p>大分県中津支庁が開設され、下毛・宇佐二郡を管轄する。下毛郡は大分県第九大区、宇佐郡は大分県第十大区。</p>	<p>七月 区制を改正し、上毛郡を五小区に分つ。</p> <p>大区に大区長、小区に戸長、村に里掌を置く。</p> <p>十一月 中津に「中津公会」、宇佐に「民会」ができ、戸長の官選反対運動が起る。</p> <p>十二月 山国川の呼称統一。従来山国川・高瀬川・広津川・中津川・裏川と所々により異っていた呼称を、小倉県令により「山国川」と呼称を統一する。</p>	<p>五月 太政官制を改正する。</p> <p>十二月 行政区画の改革により、小倉県は九大区にわけられる。</p>	<p>七月 小倉県は、「区長・戸長職掌及心得書」を発表し新しく任命した区長名と管轄区域も改めて発表した。これが後掲の「心得書」と「豊前国各郡区町村区長戸数管轄等概表」である。これは北九州市の県立図書館に秘蔵されているものである。</p> <p>十二月 十二月二日で明治五年を終り、翌三日を太陽暦の明治六年一月一日とする。</p>

従来民選であった戸長を官選にする。中津支庁長・馬淵清純、中津の民衆これに憤激する。

二月 戸長の官選反対運動により再び民選となる。

三月 「中津隊」挙兵。隊長増田宋太郎、副隊長梅谷安良ら総勢六十余名、大分県中津支庁を襲い、支庁長馬淵清純・次席堀兼元修ら横死。

中津支庁は寺町大法寺に移る。

四月 下毛・宇佐・国東各地に農民一揆起こる。

増田らの「中津隊」大分県庁を襲い城内に火を放つ。大分監獄焼失。

七月 民選戸長を廃し再び官選とする。

中津支庁を古博多町に設ける。支庁長・水島均。

九月 「中津隊」増田・梅谷ら最後まで西郷軍と共に行動し奮戦する。二十四日城山で戦死する。

七月 中央集権的近代国家の機能を高めるため、太政大臣の布告により、「郡区町村編成法」が制定され、府県の下に郡区町村を設けることが決まった。

十一月 大分県の布達

「今般第十七条公布により、従前の大小区画を廃し、郡町村を左の通り編成候条、此旨布達候事

明治十一年十一月一日

大分県令 香川真一

明治10年
(1877)

明治11年
(1878)

これにより大分県下は十二郡制となる。

中津支庁は廃止され、中津町として新発足し、一戸長をもってこれを統轄することになった。

金谷笹御殿に下毛郡役所を設置し、郡長に、鈴木間雲を任命。これにより下毛郡は、一町九七ヶ村となる。

宇佐郡は四日市村に郡役所を設置し、郡長に麻生貞樹を任命、所轄は全部で二四〇ヶ村。

明治新政府になって以来、十一年間を費して漸くここで大分県行政に入り定着したわけである。顧みればその足跡はめまぐるしく、夥しい変化の連続であった。

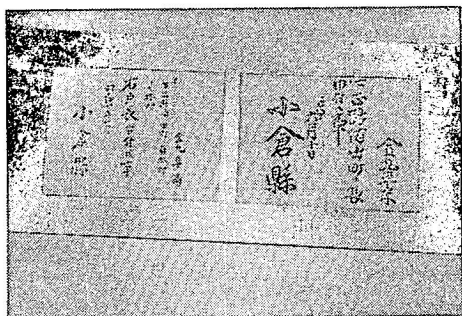
中津藩—中津県—小倉県—福岡県—大分県と度々の行政区轄の変遷を経て、漸くここに現在の中津市・下毛郡・宇佐市・宇佐郡の姿が定着したのである。

区長 職掌及心得書

戸長 任命書

今般公撰 入札ヲ以テ其方等ヲ区長戸長ニ任スルハ即チ衆人ノ挙ル所、官ノ檢スル所ニシテ区民ノ幸福其方等ノ面目亦少トセス。今也 皇国隆運ノ際百事更始日新開化ノ進歩正ニ朝暾ノ海涯ヨリ昇臨シテ光輝灼々タルニ似タリ。

衆庶誰カ之ヲ仰カサル者アランヤ。又是ヲ歛ハサル者アランヤ。蓋時勢此盛運ニ通り、人民此ノ仰歛ヲ来ス、是全ク 聖上ノ御誓文日月ノ天ニ麗カ如シ。万古不拔ノ御国基被レ爲レ立ヨリ起リ、随テ群臣百僚能ク其 勅旨ヲ奉體シ、国民ヲ開化ノ場ニ鼓舞シ文明ノ域



二進歩セシム。

朝廷既ニ如此。之カ下タル者勉強奮勵豈其舊習ヲ洗滌セサルヘケンヤ。又其遊惰怠慢豈醉夢ヲ醒サザルヘケンヤ。是ニ回テ天命稟賦ノ分ヲ盡シ、兩間萬物ノ靈タル名ニ不負様、相共ニ公益ヲ謀リ、富國ヲ致シ、遂ニ皇國ヲシテ開化文明ノ極ニ至リ、海外萬邦ニ浸駕セシム。是今日ノ人民挙テ相勵ミ相樂ム所ノ標的ナリ。然而臬廳ノ管内人民ニ於ケル家論戸說スル能ワス。是乃チ其方等ヲ簡拔スル所以ナリ。其任豈重カラズヤ。於是乎上ハ朝意ノ所在ヲ奉認シ、中ハ臬廳ノ命令スル所ヲ奉勤シ、下ハ区内人民ノ摠代ナル義ヲ明辨シ、謹テ夙夜匪懈其職ニ恥ル事勿レ。今其方等ノ職掌トスル節目ト事務ノ章程トヲ稟略記載シ、以テ揭示スル事如左

區長職掌及心得

一 區長ナル者ハ人民保護ノ御趣意ヲ躡認シ、臬廳ノ命令スル所ヲ奉シ、区内ノ事務ヲ統理シ、上意能ク下ニ貫キ、下情能ク上ニ達スルヲ要ス。

一 区内百般ノ事務ヲ統理スト雖モ、一村一町ノ常務ハ其戸長ニ分課シ、各其職掌ヲ尽サシメ、以テ之ヲ提統全修スヘシ。

一 一村一町ノ常務ハ其戸長ニ課スト雖雖モ、總括ノ權アルヲ以テ、区内ノ人民ニ對シ直ニ取調ル事モ有ヘシ。萬般注意共議シテ、区内ノ人民ニ於ル猶戸長ノ人民ニ於ル如クスヘシ。聊隔絶ノ義ナク、務テ親睦ナルヲ要ス。

一 戸長及里掌ノ勤惰ヲ檢シ、其勤ルヲ奨励シ、其怠ルヲ督責スルノ權アリ。

一 区内戸長里掌及人民ニ對スル、公私ニ限ラス礼節ヲ正スルハ勿論ニシテ、協和親睦吉凶相嘉弔スルノ意ヲ失フ可カラス。

一 苟モ其職ニ驕リ、其權ニ慢シ、人民ヲシテ畏縮セシムルハ今日ノ御政體ニ戾レリ。堅クコレヲ戒メ、惟人民ヲシテ自主ノ權ヲ得セシムルヲ要ス。

一 各村市内里掌ノ撰任黜陟或ハ適宜ヲ以テ議者ヲ置等ノ事、戸長ト共議公平ニ処分シ、各上意ヲ奉躡シ、事務ノ用ヲ尽サシメテ要ス。

一 凡官員ニ对接スル、敢モ礼節ヲ正シクシ、謹勅ヲ失フ可カラス。

一 凡百ノ舊幣ヲ蠲除シ、新利ヲ起シ、及ヒ窮民ノ撫恤郷学ノ興立、盜難ノ予防、其他田畠耕耘、山野開墾、溝澮疏通、河海運漕等之事、地勢ニ係リ、沿革ニ随ヒ施行スヘキ事件ニ於テ意見アラハ、之ヲ戸長ニ謀リ、或ハ之ヲ

議者如シクハ、里掌等ニ謀リ、其意見ヲ聴キ、衆議一決必無害有益ノ策アラハ速ニ県庁ニ告上スヘシ。尤事ニヨリ一己

獨見トイヘ氏、見込ノ筋ハ告上スルヲ許ス。

一 祭政一致ノ義アルヲ以テ、神官ヨリ区长ヲ兼シ、区长ヨリ神官ヲ兼ルモアルヘシ。之ニ回テ、凡区长モ亦崇神守教ノ意ヲ

體シ、人民ノ懶惰ヲ誡メ、或ハ不貞不忠ノ男女ヲ教化シ、総テ区内ノ幣習ヲ除キ、醜態ヲ去ル、是亦区长ノ職ニ関レリ。宜ク以稟議施行スヘシ。

戸長職掌及心得

一 戸長ナル者ハ、其所轄村町ノ事務ヲ管理シ、県庁ノ趣旨ヲ奉認シ、区长ノ告達ヲ承ケ、上意ヲ下ニ施キ、下情ヲ上ニ

達スルヲ要ス。

一 所轄村内ノ事務ハ管理スト雖氏、其施行スル上ニ於テ、里掌ト洽議シテ公平ニ出シメンヲ要ス。

一 但官ヨリ臨機戸長ニ令告スル事件アラハ、施行之上区长ニ告ルモ有ルヘシ。

一 一町一村ニ於テ、士族卒神官大中農商ノ内、善良忠直ノ者三四名如シクハ五六名議事者揆置、舊幣ヲ除キ、新利ヲ起及

窮民撫恤、郷学興立、盜難予防、其他物産開墾等ノ事共議、其方法ヲ立テ、区长ト稟議処分ス可シ。

一 百件事務之施行農時ニ不違、家業ヲ不妨礙ニ配慮ハ勿論ナリ。凡ソ人民ニ对接シテ、取調ル事件等勉テ煩ヲ去リ、簡

ニ就キ、稼業ノ障リ不ニ相成様、戸ニ到リ家ニ到リテモ、厚ク辨理スルヲ要ス。

一 但村市トモニ里掌及駆使、走丁等ニ矯レ令達レ達ノ事ナク、人民ヲシテ猥ニ煩勞ヲ不レ生様注意スベシ。

所轄ノ里掌及人民ニ対スル礼節ヲ正フシ、且協和親睦スルヲ要ス。苟モ其職ニ驕リ、其權ニ慢シ、人民ヲ畏怖セシムルナク、兎角人民ヲシテ義ニ懷カシメ、厭フテ恐レシムルナカレ。

区长ノ告達ヲ承ケ、区长ノ檢可ヲ取ルト雖モ、有益無害ノ見コミ筋ハ里掌或ハ議者ト共議、得失利害ヲ明辨シ、其条理

ヲ討論シ、区长採用不レ致節ハ直ニ県庁ヘ届出、其公平ヲ得ルノ權アリ。

官員区长ニ対スル宜シク其分限ヲ守リ、礼節ヲ正シ、百事謹勅ヲ失フベカラズ。亦旅客等ニ対シ深切ヲ尽スベシ。

庶務課之事務条目

戸籍、送藉、入藉、寄留、出生、死亡

貫族、隱居家督、貫族替、帰農商、遊学、撰挙

神社寺院、祭祀法会、諸興行、社寺修繕、改宗願

区长、戸長進退

祠堂、祠堂、僧侶進退

音曲、歌舞ニ関スル事件

学校

会社

新興ニ産業、但税法ニ於テハ租税課ニ渉ル

新開ニ商業、但同上

繚寡^{クチユキガキナンジウモ}孩^{カキナンジウモ}獨廢^{カキナンジウモ}疾ヲ救恤ス

棄児^{カキナンジウモ}ヲ保育ス

— 善良人材并孝子節婦義僕ヲ旌表シ及貧困ヲ検査撫救ス

— 凡銃砲及兵器

— 著述及新聞紙發行

— 駅通郵便

— 御布告ヲ頒布シ県庁ノ布告令旨ヲ頒布ス

— 聽訟課之事務条目

— 聽訟

— 断獄

— 逮捕

— 視察 檢使

— 人民変死

— 斃路、溺屍、挂縊
ユキダフレヲボレジニクヒククリ

— 路頭病者及路上危難ニ逢フ者

— 盜賊

— 火災

— 処刑シキ 徒刑人、懲役

— 囚獄メシウド

一 捕^{トリ}亡^{リテ}ノ者進退

租稅課之事務條目

一 正租

一 雜稅

一 稅則

一 溝、池、堤防、道路修理、橋梁、巨架

一 豊凶検査及凶年予備

一 山林

一 勸業

一 荒地起返及開墾

一 動植物ノ殖否

出納課之事務條目

一 金穀出納

一 序中諸費渡

一 旅費仕出

一 月給仕出

一 諸貨附返納物

- 一 学校費
 - 一 管繕費
 - 一 舊官舎及兵器取纏
フルヤクシヨ
 - 一 祝寿賜金
 - 一 棄兒飯米渡
- 右県庁四課ノ条目相心得諸願伺届等其筋へ進達稟議可致事

願 伺 届

県庁四課ニ依テ各文法書式シタメカク異同アリ。其文法雛形各課ニ於テ是ヲ示ス。宜シク之ニ倣フベシ。

届伺願書ヲ上ルノ法

凡願伺一区内關係ノ常務ハ区长持參スベシ。尤重大ノ事件ハ一村一町ノ事ト雖モ区长持參スルヲ要ス。

但区长病氣等ノ時ハ戸長之ニ代リテ可ナリ。一村一町ノ事ニシテ戸長病氣等アラハ隣戸長如シクハ里掌之ニ代ルヲ得ヘシ。

御布告并県庁布告ヲ区内人民ニ告知スル法

凡御布告其外一区ニ一部ヲ頒ツ。区长熟見写トケトミテウツシト取リ区内ノ戸長ニ廻達スヘシ。各戸長亦之ヲ写取リ里掌ト与ニ其所轄ノ人民ヲ徵致シ、懇ニ之ヲ告知スヘシ。

附 区长戸長ニテ取調ノ事件ハ右ノ例ニ非ス。

之ヲ適宜ニ施行スヘシ。

- 一 各区ノ布告掲示場清潔洒掃シ、不レ愴新布告ヲ揭示スヘシ。
キレイニツウシ

一 布告ハ県庁ヨリ各区辨務所ニ渡スヘキニ付、速ニ各区ニ達スルノ方法適宜ニ之ヲ設クヘシ。

但差紙並諸御用ニ付徵召状共之ニ準ス。

右之条々可確守者也

壬申

七月

小倉県庁

豊前国各郡区町区長戸数管轄等概表

第七六区	區別
第五十六区	石数
五十七十石余	戸数
三千七百二十軒	郡名
下 毛	町村数
一村三十四町	町 村 名
下正路浦、出町、角木村、角木新町、北 浦町、浦町、角木町、北新地、南新地、 堀川町、御鷹部屋、船場、北門通、二ノ 町、姫路町、米町、塩町、船町、桜町、 留主居町、弓町、矢場、船頭町、新堀、 水主町、南稻堀、小堀、袋町、北稻堀、 中間町、山ノ下、寺町、豊後町、餌差町、 鷹匠町	
旧中津島士族	区 長 名
	小松 武十郎

第七大區三小區		第七大區二小區		第七大區一小區
第三十七區	第二十七區	第十七區	第十七區	第九十六區
余石十百千六	余石四百八千五	余石四十二百三千五	余石三十六千六	余石六十六
軒五十八百千	軒六十七千	軒十六千	軒六十四百二千	軒九十五百千
毛 下	毛 下	毛 下	毛 下	毛 下
村 一 十	村 十	村 一 十	村 九	十町六十村二
北原、大悟法、大貞、福島、加來、 定留、田尻、是則、全徳、助部、中原	伊藤田、野依、上植野、下植野、鍋嶋、 今津、赤迫、諸田、大丸、上伊藤田、下	大塚、礪瀬、丑神、一ツ松、金手、官夫、 東濱、大新田、合馬、上池永、下池永、	田、湯屋、相原、永添、 中殿、嶋田、下宮永、上宮永、高瀬、万	古魚町、古博多町、枝町、三ノ丁、片端、 京町、職人町、新博多町、殿町、諸町、 新魚町、出小屋町、高畑上ノ丁、高畑中 ノ丁、金谷村、菅津村
住居村津今	住居村部助	住居村田嶋	住居村谷金	族 士 津 中
今 津 俊 一 郎	今 永 健 平	嶋 田 朔 三	金 谷 平 米	原 岡 彦 三

第七大区五小区		第七大区四小区	
第七十七区	第六十七区	第五十七区	第四十七区
余石四十八百七千	余石一十四百千三	余石七十二百六千四	余石十九百九千三
軒十五百六	軒九十四百七	軒一十九百七	軒七十三百七
毛 下	毛 下	毛 下	毛 下
村 六	村 十	村 八	村 七
福土、朽木、中畑、川原口、大野、槻木	榑田、下屋形、今行、西屋形、東屋形、曾木、冠石野、平田、多志田、三尾母、小友田、	西田口、東田口、森山、下秣、上秣、下深水、上深水、西秣、	佐知、土田、白木、小袋、上下諫山、原口、成恒、
住居村野大	住居村木曾	住居村水深	住居村田土
梅木泰三	曾木圓治	深水条平	矢野敬一

区小二区大八第	区小六区大七第	区小七区大七第	
区一十八第	区十八第	区九十七第	区八十七第
石五百六千二	余石六十三百九千四	余石九十五百七千三	余石五十五百九千二
軒六百四	軒三十三百四千	軒八十八百八	軒九十八百五
佐 宇	毛 下	毛 下	毛 下
村 九	村 八	村 七	村 七
口中、上麻生、岳首、灘 中村、黒村、山袋、下麻生、中麻生、山	跡田、折元、落合、東合、戸原、山移、 西谷、柿山	柿坂、嶋村、大久保、金吉、樋山路、宮 園、中摩	宇曾、藤木、守実、平小野、吉野、小屋 川、草本、槻木
住居村生麻	住居村合落	住居村嶋	住居村本草
麻生 資三郎	小川 甚作	相良 補介	木村 栄

区四第〇 四八甲 小大		区小三区大八第		区小一区大八第		区小二区大八第	
区六十八第	区五十八第	区四十八第	区三十八第	区二十八第			
石六十八千四	石三十八百八千五	石六十五百三千四	石三十千五	石四十千四			
軒八十五百六	軒五十八百九	軒七十百六	軒四十二百五	軒四十三百四			
佐 字	佐 字	佐 字	佐 字	佐 字			
村 十	村 拾	村 八	村 九	村 八			
吉松、城、東今井、西今井、東荒木、西荒木、森山、上乙女、下乙女、乙女新田、	尾永井、下高屋 <small>ダケイ</small> 、西高屋、東高屋、上高屋、下時枝、上時枝、下高、上高、濱高屋新田、	赤尾村分 上鋪田村支配 富山、下庄、上庄 南鋪田、上鋪田、中鋪田、下鋪田、宮熊	笠松、上赤尾、中赤尾、下赤尾、今仁、清水、木部、佐野、大根川	猿渡、東山下、西山下、下元重、上元重、末村、木内、今成、			
住 村 松 吉	住 村 井 今 西	住 村 松 笠	住 村 川 根 大	住 居 村 渡 猿			
吉松 次郎兵衛	城 七郎	矢頭 完八郎	大根川 壯藏	田口 新吾			

三九〇 小大印 区區		区小二区大九第		区小一区大九第		区小四区大八第	
区一拾九第		区十九第		区九十八第		八十八第 区	
石四十九百四千三		石一百二千三		石九十六百七千二		石二千	
軒五十八百七		軒五十二百七		軒七十八百五		軒十三千	
佐 字		佐 字		佐 字		佐 字	
村 七		村 四十		村 八		村 二	
高森、小向野、北字佐、南字佐、内足、 橋津、和木		東大堀、水崎 山、西木、苧宇田、立石、辻、青森、 岩崎、出光、金丸、西屋敷、江熊、両戒		佐々禮、西大堀、蟬木、松崎、南鶴田新 田、北鶴田新田、久兵衛新田、巖保新田		金屋、長洲 順風新田、 畑田、川部、江島、中須賀、住ノ江、沖 ノ須、神子山新田、高砂新田、郡中新田	
住 村 田 樋		住 村 田 字 苧		住 村 木 蟬		佐 村 洲 長	
樋 田 魯 一		友 岡 貞 夫		蟬 木 八 衛		本 多 新 三 郎	
						川 部 曾 七	

区第○ 七八印 小大	区小七区大八第	区小六区大八第印	区小五区大八第	区小三区大九第
区六十九第	区五十九第	区四拾九第	区三拾九第	区貳拾九第
石七十五百五千三	石二十二百七千二	石十六百七千三	石四十八百五千二	石九百八千三
軒九十七百四	軒七十五百五	軒五十二百五	軒八十二百六	軒百六
佐 宇	佐 宇	佐 宇	佐 宇	佐 宇
村 二 十 二	村 三 十	村 一 十	村 七	村 八
瀧貞、小平、平原、上納持、下余、 屋、合、菽迫、岡、大坪、栗山、上余、 田所、和田、羽馬礼、来鉢、田平、土岩、 温見 <small>ヌヅミ</small> 、下惠良、上惠良、西椎屋、野地、	高並、下船木、上船木、小野川内、小稱 大重見 <small>フシケミ</small> 、五名、日ノ岳、景平、宮原、大 内、月ノ又、定别当	香下、櫛野、二日市、御沓、下副、上副、 大副、落狩倉、山城、原口、斉藤	上田、芝原、四日市、葛原、石田、閑、 辛嶋、大塚、山本、樋田、法鏡寺、别府、 中原、	○ 下矢部、○ 上矢部
住村良恵下	住村生麻中	住 村 副	住 村 島 辛	住村田挥下
惠 良 三 郎	麻 生 雄 藏	副 牧 三 郎	辛 嶋 祥 平	直 山 慎 藏

区小五区大九第	区小六区大九第		六九△ 小大印 区	区小四区大九第
区壹百第	区百第	区九十九第	区八十九第	区七十九第
石九百四千三	石九十二百千二	石十九百五千二	石十七百四千二	石三十百九千
軒八十五百四	軒九十三百二	軒六十九百二	軒十二百四	軒一十九百二
佐 宇	佐 宇	佐 宇	佐 宇	佐 宇
村 二 十	村 八	村 三 十	村 五 十	村 四 十
上宣籠 板場、六郎丸、五郎丸、若林、東推屋、 庄、上庄、妻垣、大口田、松本、川崎、	上釜ノ口、下釜ノ口、野山 森、今井、下内河野、上内河野、元村、	鳥越、西光寺、大村、納屋鋪、有徳原、 矢上、上ノ畑、広連、水車、曇石、山ノ 口、福貴野、寒水	北山、中、小坂、広瀬、新洞南毛、飯 田、原、新原、木ノ裳、下市、折敷田、 上市、古市、下拜田、上拜田	△大仏、龍王、恒松、辻、田ノ口、中山 △平山、△船板、△新貝、△境坪、△川底、△弘木、 △番木、△村部
住村場板	住村畑ノ上	住村上矢	住村毛南	住村山中
板場雄三郎	上畑覚平	矢上武十郎	加来欣次郎	中山広兵三

参考文献

豊前国各郡区町村区長戸数管轄等概表 区長・戸長職掌及心得書(小倉県) 北九州市 福岡県立図書館
 大分県史、中津市史、宇佐市史、吉富町史、下毛郡誌、中津の歴史、大分県の百年、日本史年表
 角川日本地名大辞典(44) 大分県

計						区小五区大九第		
						区三百第	区貳百第	
村 数	人 口	戸 数	石 高	郡 数	区 数	石七十九百九千	石十七百三千三	
						軒八十五百三	軒十六百三	
						佐	宇	
						村	十	
						熊、正覚寺、平ヶ倉、房ヶ畑、山蔵、内 河野、佐田、且尾、矢寄、久井田		笹ヶ平、古川、矢津、大見尾、広谷、口 ノ坪、塔ノ尾、尾立、東恵良、上猶本、 下猶本、戸方
						住村蔵山	住村垣妻	
加 来 頭	妻 垣 彦 郎							